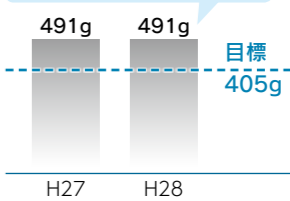


問い合わせ先 環境衛生課(合志庁舎) ☎248-1202

燃やすごみの量を減らしましょう

1人1日当たりの燃やすごみの量(4月~7月)

増減はありませんでした。



本年度4月~7月までの1人1日当たりの燃やすごみの量は、前年度同時期の491gと同じ量でした。

**ごみの分別を徹底しましょう**

燃やすごみの中に、空き缶や鍋、工具などの金属類が混入した事例が多発しています。燃やすごみに鉄などの金属類が混入していると、焼却施設や機械の故障につながります。

分別して種類ごとに分け、市の指定袋に入れて出しましょう。

燃やすごみ



資源物B



資源物A



浄化槽を利用している皆さんへ

浄化槽は、トイレ・台所・洗濯機などから流れる汚水や生活雑排水を、微生物の働きなどできれいな水にして放流する処理設備です。きれいな川や海を守るため、浄化槽の保守点検・清掃・法定点検を行ないましょう。

※ただし、市個別排水処理施設条例に基づく合併処理浄化槽は市で行ないます。

**保守点検**

浄化槽使用者は、浄化槽が十分に機能し良好な状態を維持しているか、定期的に点検する必要があります。浄化槽保守点検業者(県登録業者)に保守点検を委託しましょう。

**清掃**

浄化槽を使用していると汚泥の堆積や浮遊物が発生するため、毎年1回(全ばつ気方式は6カ月ごとに1回)汚泥などを除去し、機器類を洗浄・清掃する必要があります。浄化槽の清掃は、市指定の浄化槽清掃業者に依頼してください。

県登録浄化槽保守点検業者市浄化槽清掃指定業者(株)セイブクリーン

☎0120(812)583

**法定点検**

浄化槽を使い始めて3カ月から8カ月の間に行なう設置状況・水質検査と、毎年1回行なう定期検査を受けることが法律で定められています。

**県指定機関**

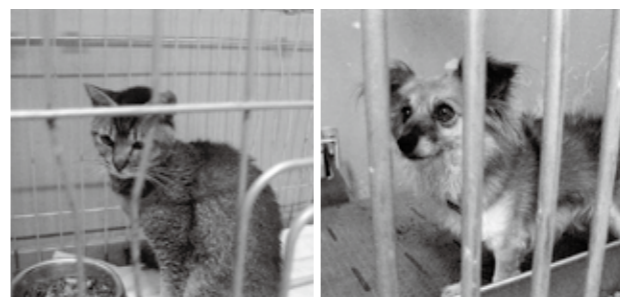
県浄化槽協会  
☎(284)3355



ペットの飼い主の皆さんへ

平成26年度、熊本県内では2、553頭の犬と猫が殺処分されました。

ペットの飼い主には、その動物が命を終えるまで適切に面倒をみる「終生飼養」の責任が法律で義務付けられています。



保護され保健所に収容された犬や猫。私たち一人一人の意識と行動で救える命があります

ます。飼い主の皆さんは、むやみにペットを増やさないようお願いいたします。また、犬や猫は1度の出産で数匹の子どもを産みます。大型犬になると10匹を超えることもあり得ます。適切に飼育することができるか、増える前に考える必要があります。飼えないのであれば新しい里親を探さなければなりません。増えすぎた望まれない命たちは適切に飼養されず、殺処分につながることもあり得ます。望まれない命を増やさないためにも、避妊・去勢手術などもご検討をお願いいたします。

## こちら 消費生活センターです

クリーニング事故の賠償基準

相談事例

上着と一緒にスカートをクリーニングに出したところ、上着は引き取りができたが、クリーニング店がスカートを紛失してしまった。

スカートは退社した会社から借りていた物なので、弁償してもらいたい。クリーニング代も戻してもらえないか。(30代 女性)

解説

クリーニング事故賠償基準に基づき、クリーニング業者は利用者から預かった洗濯物を適正な状態で引き渡す義務があります。洗濯物を故意または過失により紛失・損傷などした場合、委託契約不履行を理由に、利用者への賠償責任を負うことになります。

賠償額は、利用者が洗濯物の紛失や損傷により直接受けた損害に対する賠償金です。金額は、再取得価格が分かっている場合は、購入時からの経過月数や使用状況を考慮した補償割合に基づいて定められます。

ただし、紛失して物品が手元になく、定められた算定方法によることが妥当でない場合は、特例として次の方法を使います。

- ドライクリーニング処理の場合  
クリーニング料金の40倍
  - ランドリー処理の場合  
クリーニング料金の20倍
- また、クリーニング事故の原因がクリーニング業務にあるとき、業者はクリーニング代金の請求を放棄することになります。

対策

- ・クリーニング事故が起こった場合は、取次店の担当者に事情を話して対応してもらいましょう。
- ・納得いかないときや少しでも疑問に思ったときは、消費生活センターにご相談ください。

問い合わせ先

市消費生活センター  
(合志庁舎2階 総務課内)

☎(248)5442

相談受付時間

平日 午前10時~午後4時

## 人権よもやま話

秋号



人権擁護委員 日出夫 澤田 (二子)

人権擁護委員の1期3年が満了し、ことし4月に2期目の委嘱を受けました。そのスタート直後に未曾有の熊本地震が発生。その被害はあまりにもひどく筆舌に尽くし難いものとなりました。自然界の事象とはいえ、4月13日までの平穏な日々に戻れないものと数カ月たった今でも思います。熊本地震で亡くなられた方に哀悼の意を捧げ、被災された方にお見舞いを申し上げます。

私たち阿蘇大津人権擁護委員協議会の委員にも、家屋や家業などに甚大な被害が生じました。それぞれ復旧への対応に迫られる中で、人権啓発、人権相談、特に、地震による被災者と被災者を支援する人に寄り添い、支援活動などに全委員が協力しながら取り組んでいます。

ところで、地震のあと、テレビコマーシャルで同じフレーズが何度となく流れてきました。ACジャパンからの広告で、5年前の東日本大震災の際は、金子みすゞさんの詩「こだまでしょうか」が放送され、熊本地震では相田みつをさんの詩「セトモノ」が放送されました。多くの企業が一言にテレビコマーシャルを自粛する中、繰り返し放送されることに違和感、異論を唱える声があったともいわれています。しかし、私には、2人の詩が「他人(ひと)を想う気持ち」に溢れ、人権に配慮した優しい言葉で被災に沈んだ心を前向きにさせてくれると感じました。

人権擁護活動の目標は「思いやりの心」を育てること。思いやりの心とは、「違いを認め合う心」です。金子みすゞさんの詩「わたしと小鳥とすずと」の中に、「すずと、小鳥と、それからわたし、みんなちがって、みんないい。」という一節があります。

これからの人権擁護委員活動を行なっていく上で、大事にしたい教訓の一つです。